園則・運営規程

（目的）

第１条 この規程は、学校法人水谷学園（以下「本法人」という）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法 律第 77 条（以下「認定こども園法」という））に基づき設置する幼保連携型認定こども園くわな（以下「本園」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

２ この規則は、認定こども園法施行規則第 16 条に基づく運営規程を園則とともに兼ねるものである。

（名称及び所在地）

第２条 本園は、幼保連携型認定こども園くわなと称する。
２ 本園の所在地は、三重県桑名市大字西汰上 2223 番地とする。

（施設の目的及び運営の方針）

第３条 本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）児童福 祉法に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生 活の場を提供するものとする。

２ 本園は、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。

３ 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。
（１）心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
（２）身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人と関 わる力を養う。
（３）日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく 導き、考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こ うとする意欲や態度を育成する。
（４）様々な環境に好奇心や探究心を持って自らが関わりを持って生活する力を 育成する。
（５）音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
（６）快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の 構築を通じて心身の健康を育成する。
（７）本園は、「桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日　条例第 76 号　平成 27 年 4 月 1 日施行）」その他関係 法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（教育・保育の内容）

第４条 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

２ 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
（ １）延長保育
（ ２）その他教育保育に係る行事等

３ 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分または費用負担の可否等によって差別的 取扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

（給食及び食育）

第５条 本園の給食は、自園調理により提供するものとする。

２ 給食の献立は、必要な栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好 等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

３ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応 じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

（地域における子育て支援）

第６条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

（１）育児相談
実施曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く）
実施時間：9:00 ～ 17:00

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第７条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及びその職務内容は、別表 1のとおりとする。ただし、利用園児の受入状況などにより、員数が変動する場合 があり得る。
２ 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。
３ 職員は、この規定及びこれに付属する諸規定を守り、園長の指示に従い秩序を維持するとともに、その責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行わなければならない。

（利用定員）

第８条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第１項 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。
（１）法第 19 条第１項第１号の子ども（以下「１号認定子ども」という）８人
（２）法第 19 条第１項第２号の子ども（以下「２号認定子ども」という）69 人
（３）法第 19 条第１項第３号の子ども（以下「３号認定子ども」という）48 人

（教育・保育の提供を行う時間）

第９条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）
　　７時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）
　　９時から 16 時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
（３）教育標準時間（4 時間）
　　10 時から 14 時までを標準とする

（教育・保育の提供を行う日及び行わない日）

第 10 条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、１号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

２ 当園の休業日は、次のとおりとする。
（ １）日曜日
（ ２）年末年始（12 月 29 日から１月３日）
（ ３）国民の祝日、国民の休日
なお当該年度の稼働日は、都度年間予定表にて示すものとする。

３ 以下の期間及び日においては、１号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則 として行わない。
（ １）夏季休業 ７月 25 日から 8月 31 日まで
（ ２）冬季休業 12 月 20 日から 1月８日まで
（ ３）春季休業 3月 20 日から４月７日まで
（ ４）土曜日

４ 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前２項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

５ 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

６ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合は
（ １）２号子ども、３号子ども＝短時間で保育、ならびに状況により判断
（ ２）１号子ども、新２号子ども＝自宅待機
とする。

７ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合は 臨時休園とする。登園していたら速やかに迎えを 依頼する。

（学年及び学期）

第 11 条 本園の教育に係る学年は、4月１日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

２ 前項の学年は、次の学期に分ける。
（ １）第１学期 4月１日から 8月 31 日まで
（ ２）第２学期 9月１日から 12 月 31 日まで
（ ３）第３学期 1月１日から 3月 31 日まで

（教育・保育利用の開始に関する事項）

第 12 条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。
２ １号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、7 月１ 日以降の先着により、選考を行う。
３ ２号及び３号認定子どもについては、桑名市による利用調整を経るものとする。
４ 本園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとする。
５ 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に 資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るもの とする。

（退園、休園及び転園に関する事項）

第 13 条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

２ 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものと する。

３ 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることがある。

（利用の終了に関する事項）

第 14 条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

（ １）１号認定子ども及び２号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

（ ２）３号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

（ ３）その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

２ 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第 15 条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。ただし幼児教育・保育の無償化対象者はその限りではない。

２ 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額）について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

３ 前２項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支 払いを受けるものとする。

４ 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収証を交付するものとする。なお、口座振替をご利用の場合、通帳記帳を持って領収書に代えるものとする。

５ 第２項及び第３項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別表２のとおりとする。

（緊急時における対応方法）

第 16 条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２ 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、桑名市と園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（ 非常災害対策）

第 17 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等について の責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するも のとする。

２ 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

（虐待の防止のための措置）

第 18 条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決体制）

第 19 条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 講じるものとする。

２ 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

（秘密保持）

第 20 条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

２ 本園は、園児または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合または正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

３ その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

（教育・保育の質の評価）

第 21 条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行いまたは評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

（ １）国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

（ ２）園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

２ 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

（記録の整備）

第 22 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（ １）教育・保育の実施に当たっての計画

（ ２）提供した教育・保育に係る提供記録

（ ３）運営基準条例第 19 条に規定する市への通知に係る記録

（ ４）保護者からの苦情の内容等の記録

（ ５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（補則）
第 23 条 この園則を改正、破棄する場合は、学校法人水谷学園理事会の議決を得ることとする。
この園則に定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。
附則
1　この規程は、2020 年4月1日から施行する
2　この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する
3　この規定は、2025 年 4 月1日から施行する
4　この規定は、2026 年 4 月1日から施行する
5　この規定は、2026 年 9 月1日から施行する

別表1 職員の職種、及び職務内容

職種・員数・職務内容

園長 1
所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長 1
園長を助け、園務を整理し、保育内容について保育教諭を統括する。
主幹保育教諭 2
主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭 12
保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
保健師・看護師 1
保健師・看護師は、園児の保健業務等に従事する。
管理栄養士　1
管理栄養士は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
調理師および調理補助員 4
調理師および調理補助員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務員・用務員（兼務）1
事務職員または用務員は、庶務及び会計事務または園の諸用務に従事する。
学校医 1
学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 22 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医 1
学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師 1
学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 24 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

別表2 実費に係る利用者負担

給食費（1 号）
主食費：1,650 円

副食費：4,900 円

給食費（2 号）
主食費：1,960 円
副食費：5,900 円

特定負担額：教育充実費（1 ～ 2 号）、特別活動費（3 号）
月額 5500 円 / 名
英語あそび、体操あそび、モコモコ教室遊び、日本スポーツ振興センター会費を含む

延長保育料金（1 号子ども、ならびに 2 号・3 号子どもの短時間保育該当者）
16 時 15 分を過ぎると　550 円
17 時 15 分を過ぎると　600 円
18 時 15 分を過ぎると　650 円
注（桑名市在住者の場合）：新 2 号該当者には、申請により最大 450 円 / 日を市から 3 か月に一度の償還払で返金（上限 11300 円 / 月以内）

長期休暇預かり保育料金（1 号）
一日当たり 550 円　と　給食代金　300 円 / 食
16 時 15 分を過ぎると 600 円 / 日
17 時 15 分を過ぎると 650 円 / 日
注 1：新 2 号は 450 円 / 日に限り桑名市から 3 か月に一度の償還払で返金（上限 11300 円 / 月以内）
注 2：長期休暇預かり保育とは夏冬春休みの長期休暇期間中の保育のこと

他に
制服と用品代は、別途お知らせ

バス利用者
月額 4000 円 / 家族（利用する、しないの変更は学期ごと）
年少組（3 歳児クラス）以上が乗車できる
バスはくわな幼稚園のそれを利用するので、同園が休園日は送迎が必要

以上

ver26B

利用園名　幼保連携型認定こども園くわな
事業者　　学校法人水谷学園
代表者　　理事長　水谷秀史

上記の園にかかる重要事項の説明書を受理し、説明を受けました。

20　　年　　月　　日

保護者署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印